

米議会、1.9兆ドルのコロナ救済パッケージを可決

-バイデン大統領は、法案に署名し、施行を開始します。

マシュー・オレスマン、エリザベス・V・モラー、クレイグ・J・セイパースタイン、ブライアン・E・フィンチ、アレクサンダー・B・ギンズバーグ、エイミー・P・ゴツシュ、ザッカリー・M・ケスラー、ローズ・フォウラー・ラップ

- バイデン大統領は、新型コロナウイルスのパンデミックに対処するため、1.9兆ドルの投資・景気刺激策である米国救済計画法に署名しました。
- この施策には、新たな現金給付に加え、州・地方政府向けと指定された支援、新型コロナウイルスワクチン・検査プログラム拡大の支援、住宅支援、サイバーセキュリティ投資、外食産業支援、学校再開計画への資金提供が含まれています。
- 連邦政府が、新たな巨額の経済対策支出をいかに進めるかという課題に直面する中、新法のもとで資金調達を最大限活用しようとする人々の関心は、今後どのように計画が実行に移されるかに向けられています。

バイデン大統領は、新型コロナウイルス経済対策法案に署名し同法が成立しました。米国救済計画法は、今年3月6日に上院で可決され、3月10日に下院で可決されました。2020年3月に可決された2.2兆ドルのコロナウイルス支援・救済・経済安全保障法（いわゆる CARES 法）より小規模であるものの、米国救済計画法は、経済の安定、雇用拡大の保護、パンデミックによる影響の緩和を目的とした大規模な支出パッケージです。米国救済計画法の重要な要素は、以下のとおりです。

企業への支援

650 ページ近いこの法律は、経済活性化、中小企業その他特に被害の甚大な産業の支援を目的とした多くの条項が含まれています。米国救済計画法は、経済損害災害ローンへの資金を増額するとともに、一定の非営利団体・デジタルニュースサービスに対する、給与保護プログラム (Paycheck Protection Program) の第2ラウンドの資金提供を行います。また、同法は、2020年末に署名された前回の新型コロナウイルス救済立法で初めて承認された、芸術・芸術の場に対する助成金への資金援助を強化します。

同法には、レストランの支援専用の救済プログラム (Restaurant Revitalization Fund) が新たに盛り込まれており、対象となるレストラン、バー、フードスタンドその他関連する事業者には各最大1,000

万ドルの助成金が供与されます。助成金は、一定の基準に基づき、申請受付順に分配され、この業界の給与、ローン、賃料、維持費その他パンデミックの間に生じた費用に充てることができます。

さらに、多くの雇用者に関して、同法は、適格要件を満たす企業が支払った適格要件を満たす従業員の有給病気休暇について、給与税を100パーセント税額控除することを規定しています。この税額控除は、当初2020年3月に制定された[家族ファースト新型コロナウイルス対策法 \(Families First Coronavirus Response Act\)](#)の措置を延長するもので、現在、新型コロナウイルスワクチンを接種するための従業員の休暇も、還付つき税額控除の対象となる有給病気休暇に含まれます。

州・地方政府への援助

同法は、州・地方政府に対し、約3,500億ドルの支援を提供します。この助成金は、パンデミックの影響を受ける特定の政府サービスの提供、想定される予算不足の穴埋めに使用可能です。特筆すべき点は、認められている資金使途の中にブロードバンドの展開が明示的に含まれており、州・地方政府が既存インフラ・Wi-Fi設備を改善できるようになっていることです。

同法は、300億ドル以上の緊急輸送・インフラ資金を提供します。都市部向け助成プログラム (Urbanized Area Formula Grants) に260億ドル、地方向け助成プログラム (Formula Grants for Rural Areas) に3億1,700万ドル、設備投資に15億ドルが含まれているほか、アムトラック・ワシントン首都圏交通局など公共交通機関に対する専用の補助金が含まれています。また、同法では、更なる一時解雇・解雇の防止を目的として、空港・地方航空に対し、150億ドルの給与支援プログラムによる緊急支援が行われます。

2020年12月の新型コロナウイルス救済パッケージでは地方政府の支援が盛り込まれなかったことを踏まえると、これらの措置は特に重要といえます。

個人向けパンデミック救済措置・財政保護

同法は、パンデミックによる経済的影響により今も苦しんでいるアメリカ人の経済的に救済するための多くの措置を含んでいます。

多くのアメリカ人は間もなく1,400ドルの現金給付を受け取り、2021年の給付総額は2,000ドルとなります。また、同法は、2021年3月で期限切れとなる連邦政府の失業給付強化策も延長します。当該措置は、解雇された労働者、失業中の自営業者・ギグエコノミーの労働者の両方に適用され、週300ドルのボーナスが2021年9月6日まで給付され、かつ、2021年に失業保険を受給する4,000万人のアメリカ人は1万200ドルの限度額に達するまで給付金に課税されないことが保障されます。

さらに、税金に関して、低・中所得層に対する更なる減税を目的として、同法には、所得税控除・児童税控除が盛り込まれています。同法の児童税控除は、現行の控除を拡大したもので、以前は16歳までとされていた適格対象の児童の年齢上限を17歳に引き上げ、6歳から17歳の児童の税額控除を3,000ドルに増額し、6歳未満の児童の税額控除を3,600ドルに増額し、税額控除を全額還付可能とし、その半額を事前に還付できるようにします。同様に、同法は、児童・被扶養者税控除の対象・額を拡大し、税額控除を全額還付可能としています。

なお、バイデン大統領により当初提案され、議会民主党が幅広く支持していたものの、連邦最低賃金の上げは、同法に含まれていません。

住宅・住宅ローン・賃料・光熱費補助

パンデミックから約1年が経過し、何百万人ものアメリカ人が住宅ローン・家賃の支払いを滞納しています。先日、連邦判事が米国疾病管理予防センター(CDC)の現行の立ち退きモラトリアムは、議会の権限の行使として**違憲であると判断**しました。住宅危機の可能性を受け、同法は、賃料・光熱費支援、立ち退き要求禁止措置、緊急家賃補助に450億ドルを提供します。この中には、住宅所有者の新型コロナウイルスによる経済的苦境の緩和、差押え・住宅ローン延滞・デフォルトの防止を目的とした、100億ドル近い住宅所有者支援基金(Homeowner Assistance Fund)が含まれています。

このプログラムでは、パンデミックにより経済的打撃を受けた人々に対し、住宅ローン補助、住宅ローン遅延金返済の経済的支援、光熱費支払い補助、住宅所有者向け損害保険の保険料など一定の費用をカバーするための補助金が提供されます。同法は、賃料・光熱費支払いを含む緊急家賃補助に200億ドルを提供します。また、苦境に立たされたコミュニティに対して低所得住宅エネルギー支援プログラム(Low-Income Home Energy Assistance Program)などを通じて住宅のエネルギー代・水道代の援助に50億ドル近いプログラムなどを提供することにより、各州がクリーンエネルギー・省エネプロジェクトの投資を行うようにインセンティブを与えることを目指しています。しかし、同法は、連邦レベルの新たな住宅立ち退きモラトリアムは実施せず、CDCの命令を法典化して温存することはしませんでした。

本稿の原文(英文) [Congress Passes \\$1.9 Trillion COVID-19 Relief Package](#) では、米国救済計画法をさらに詳しく紹介しておりますのでご参照ください。

本稿の内容に関する連絡先

奈良房永（日本語版監修）

31 West 52nd Street
New York, NY 10019
+1.212.858.1187
fusae.nara@pillsburylaw.com

Matthew Oresman

Tower 42, Level 21,
25 Old Broad Street
London, EC2N 1HQ UK
+44.20.7847.9516
matthew.oresman@pillsburylaw.com

Aimee P. Ghosh

1200 Seventeenth Street, NW
Washington, DC 20036
+1.202.663.8091
aimee.ghosh@pillsburylaw.com

保川 明（日本語版作成協力）

Elizabeth V. Moeller

1200 Seventeenth Street, NW
Washington, DC 20036
+1.202.663.9159
elizabeth.moeller@pillsburylaw.com

Zachary M. Kessler

1200 Seventeenth Street, NW
Washington, DC 20036
+1.202.663.9012
zachary.kessler@pillsburylaw.com

Craig J. Saperstein

1200 Seventeenth Street, NW
Washington, DC 20036
+1.202.663.9244
craig.saperstein@pillsburylaw.com

Rose Fowler Lapp

1200 Seventeenth Street, NW
Washington, DC 20036
+1.202.663.8118
rose.lapp@pillsburylaw.com

Brian E. Finch

1200 Seventeenth Street, NW
Washington, DC 20036
+1.202.663.8062
brian.finch@pillsburylaw.com

Alexander B. Ginsberg

1650 Tysons Boulevard
14th Floor
McLean, VA 22102-4856
+1.703.770.7521
alexander.ginsberg@pillsburylaw.com

Legal Wire 配信に関するお問い合わせ

田中里美

satomi.tanaka@pillsburylaw.com

This publication is issued periodically to keep Pillsbury Winthrop Shaw Pittman LLP clients and other interested parties informed of current legal developments that may affect or otherwise be of interest to them. The comments contained herein do not constitute legal opinion and should not be regarded as a substitute for legal advice.

© 2021 Pillsbury Winthrop Shaw Pittman LLP. All Rights Reserved.